

入札説明書

この入札説明書は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号、以下「財務規則」という。）のほか、当センターが発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

EMI レシーバー 一式

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月6日（木） 10時00分即時開札

イ 場所 群馬県立群馬産業技術センター 交流棟2階 第2研修室

(3) 調達件名の特質等 別記仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(5) 納入場所

群馬県立東毛産業技術センター

2 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び財務規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、下記7に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を退場することはできない。

(6) 入札場において、次の各号に該当するものは当該入札場から退場させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

3 入札書の提出

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、令和8年8月5日（水）午後5時までに必着とする。）により提出することとし、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しな

ければならない。

ア 入札に付する事項名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は称号及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理人が入札する場合においては、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその名称又は称号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(3) 代理人が入札する場合は、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(4) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は称号及び代表者の氏名）を記入すること。（郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ当該中封筒の封皮には氏名等及び「8月6日開札群馬産業技術センター EMI レシーバー 入札書在中」と記入すること。）

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書に引換、変更又は取消をすることができない。

(7) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、購入代金のほか、業務従事者の身分保障等、本件調達に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札に付する。

この場合において、再入札は入札不調の後、直ちにその場において実施することとする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。

(7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

5 入札参加者の義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告において求められた調達内容の完全な履行が可能であることを証明するものとして、次の書類を提出することとする。

- ・入札参加申請書 1部
- ・課税(免税)事業者届出書 1部
- ・本調達に係る仕様書に対する製作仕様書1部

(注) 上記書類のほか、必要に応じ補足資料の提出を求める場合がある。

(2) (1)に関する書類は、令和8年7月23日(木)正午までに、下記6へ提出しなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければならない。

(4) 当センターの求める仕様に達しない者、あるいは入札参加者が虚偽により、自己に有利な資料を作成したと当センターが判断した場合は、入札参加の対象としないことがある。

6 入札及び契約の相手方

- (1) 郵便番号 379-2147
- (2) 所在地 群馬県前橋市亀里町884-1
- (3) 名称 群馬県立群馬産業技術センター
- (4) 職名 所長
- (5) 氏名 小谷 雄二

7 契約事項を示す場所及び本調達に関する照会先

- (1) 郵便番号、所在地及び名称上記6に同じ
- (2) 担当部署 総務係 田中
- (3) 電話番号 027-290-3030

8 調達手続きの変更等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2の2の適用による群馬県議会の議決がされなかった場合その他県の都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。

9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

10 入札の無効

次に掲げる者の行った入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 同一事項に対して二以上の入札をした者
- (3) 入札に際し不正行為があった者
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
- (5) その他入札に関する条件に違反した者

11 落札者の決定

- (1) 上記5 (1) に掲げる書類を提出した入札者であって、財務規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札の予定者を決定するものとする。
この場合、同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札の予定者を決定するものとする。